

平成29年2月8日

2. 排出事業者の義務

大阪府 環境農林水産部
環境管理室 事業所指導課

目次

- 1 排出事業者の処理責任
- 2 自家処理の場合の遵守事項
 - ・保管基準、運搬基準、処分基準
 - ・産業廃棄物の自ら保管に係る届出
- 3 委託処理の場合の遵守事項
- 4 委託処理にあたっての留意点
- 5 その他の主な義務
 - ・マニフェスト交付等状況報告書
 - ・多量排出事業者制度
 - ・管理責任者の設置
- 6 行政処分・罰則

排出事業者の処理責任

○排出事業者は発生から最終処分までの処理が適正に行われるまで責任を負う

[法第3条、第11条第1項、第12条第7項]

保管、運搬、処分(再生)の各段階において、
次のいずれかの方法により排出事業者の責任において実施

- ①自家処理・・・排出事業者が自ら産業廃棄物の保管・運搬・処分を保管基準、処理基準に基づき行うこと。

排出事業者 保管 運搬 処分/再生

- ②委託処理・・・排出事業者が産業廃棄物収集運搬業者・処分業者に委託する場合、委託基準に基づく委託、マニフェストの適正管理を行うこと。

排出事業者 収集運搬業者 処分業者
(再生業者)

※注 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の排出事業者は『元請業者』です

自家処理の場合の遵守事項(1)

- 保管の基準 ⇒しおり20P～
・囲い ・掲示板 ・積み上げ高さ ・飛散防止等

- 運搬の基準 ⇒しおり23P～
・飛散、流出、悪臭、騒音、振動の防止等(梱包、容器に格納、シートがけ等)
・車への表示義務 ・書類の携帯義務

- 処分の基準 ⇒しおり24P～
・飛散、流出、悪臭、騒音、振動の防止等
・処理方法や産業廃棄物の種類により処理基準が定められている。
〔 例: 焼却の場合・・・燃焼ガス温度800℃以上で燃焼できる構造、
温度計、助燃装置の設置 など 〕

自家処理の場合の遵守事項(2)

産業廃棄物の自ら保管に係る届出

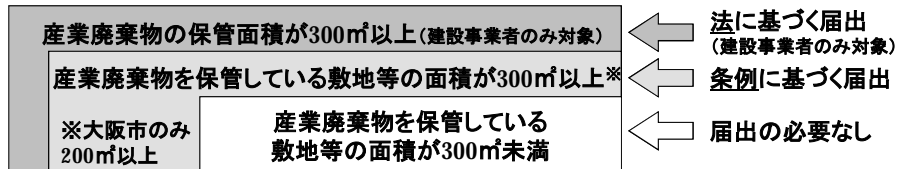
⇒しおり63P～

○自ら排出した産業廃棄物の保管を発生場所以外で行う場合、一定規模以上であれば届出が必要。

(例：同じ事業者のA工場からB工場で保管、工事現場外で自ら保管 など)

○法に基づく届出と、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市の各条例に基づく届出は、保管面積や敷地面積による。

※敷地面積とは、廃棄物を保管している敷地内にある事務所、駐車場等、届出者に使用権限のある敷地全てを含む面積のこと。



5

委託処理の場合の遵守事項(委託基準等)

○運搬・処分は許可を受けた業者に！ ⇒しおり9P～

- ・積み込み場所、積み卸し場所の許可(運搬)、施設所在地の許可(処分)
- ・許可の有効期限内にあるかどうか ・品目が含まれているか など

○委託は書面で個々に契約を！ ⇒しおり12P～

- ・2者間契約 ・必要な事項を漏れなく ・許可証(写し)添付
- ・契約書の保存(契約終了から5年)

○マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付・返送確認・保存を！ ⇒しおり15P～

- ・産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを交付

<ポイント>

- ①産業廃棄物の種類ごとに交付 ②運搬先ごとに交付
- ③記載事項と相違がないか、記載漏れがないか

規定の期日内に返送されない場合・虚偽記載・記載事項不備があれば、「措置内容等報告書」の提出が必要です

- ・規定された期間内にマニフェストが返送されるか等確認
- ・A、B2、D、E票を5年間保存

6

委託処理にあたっての留意点

適正な処理の確保のため

許可業者との処理委託契約・
マニフェストの適正管理に加えて

以下の点についてもご留意ください！

○ 適正な処理料金を負担してください

複数業者から見積りを取り、適正な処理料金について検討してください。

○ 排出事業者は「収集運搬業者」と「処分業者」にそれぞれ支払うことが望ましい

○ 産業廃棄物の処理状況の確認をしてください

現地確認、インターネットによる公表情報により、処理施設の
稼働状況等を契約当初のみならず定期的に確認してください。

7

優良産廃処理業者認定制度

⇒しおり 11P

〔施行令第6条の9、第6条の11〕
〔施行令第6条の13、第6条の14〕

優良

優良な産業廃棄物処理業者を育成するとともに、排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整備するために、優れた能力及び実績を有する者として以下の優良基準を満たす産業廃棄物処理業者を知事(又は政令市長)が認定する制度
(平成23年4月1日)

【優良基準】

- ① 実績と遵法性
- ② 事業の透明性 (インターネットによる情報公開)
- ③ 環境配慮の取組の実施 (ISO14001、エコアクション21等の認証取得)
- ④ 電子マニフェストの利用
- ⑤ 財務体質の健全性

※ 認定を受けた産業廃棄物処理業者の許可の有効期間は7年。
(通常有効期間：5年)

8

マニフェスト交付等状況報告

【法第12条の3第7項】

⇒ しおり 17P

○対象事業者： 全てのマニフェスト交付者

(電子マニフェストを活用している場合は不要)

○対象廃棄物： 全ての産業廃棄物

○提出期限： 毎年6月30日

○報告事項： 事業場ごと(※)の前年度のマニフェスト交付実績

(産業廃棄物の種類、マニフェストの交付枚数、
排出量、運搬受託者、運搬先、処分受託者、
処分場所 等

※建設事業者については発生場所(作業所、工事現場)を統括管理する支店等ごと

9

マニフェスト交付等状況報告

当該様式は大阪府様式です、法定様式と一部異なります。

⇒ しおり 61P

The image shows a screenshot of the 'Manifest Report' form for Osaka Prefecture. The form is titled '大阪府マニフェスト報告書(廃棄物)'. It contains a header section with fields for '事業場名' and '事業場コード'. Below this is a table with columns for '産業廃棄物の種類', '数量', '排出量', '運搬受託者', '運搬先', '処分受託者', and '処分場所'. There are also callouts pointing to '担当者名' (Responsible Name) and 'コード記入欄' (Code Entry Field).

○様式・記入例等のダウンロード

大阪府 マニフェスト報告 | 検索

10

多量排出事業者制度

[法第12条第9・10項、法第12条の2第10・11項]

○対象事業者

産業廃棄物を前年度に年間1,000トン以上(特別管理産業廃棄物は年間50トン以上)生ずる事業場を設置する事業者

○報告内容

- ・「(特別管理)産業廃棄物処理計画書」を作成し、6月30日までに所管行政庁に提出。
- ・また、翌年度に「(特別管理)産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を提出。



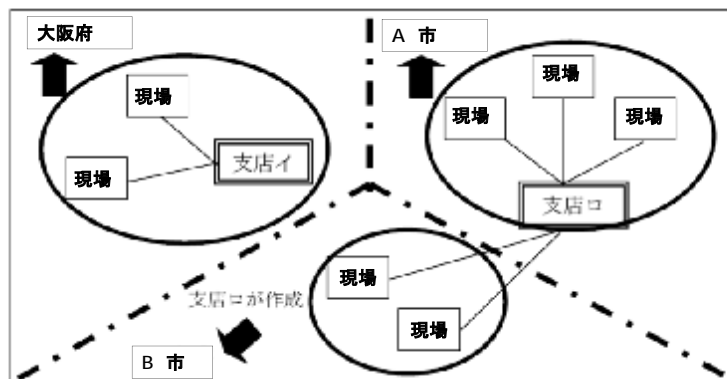
提出された計画書等はインターネットにより公表

11

多量排出事業者制度(建設事業者の場合)

⇒しおり 35P

- 処理計画作成単位:作業所(現場)を統括的に管轄する支店や営業所
- 発生量:各行政庁(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、大阪府)の所管区域内の支店等ごとに、当該支店等が統括するすべての作業所から発生する産業廃棄物の量を加算した量



12

管理責任者の設置

⇒しおり 3P

●特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 [法第12条の2第8項]

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置く必要があります。

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターは、管理責任者になろうとする者を対象とした講習会を実施しています。

講習会 問合せ先
公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会
TEL:06-6943-4016 ホームページ:<http://www.o-sanpai.or.jp/>

●産業廃棄物管理責任者の設置(努力義務) [府条例等] ⇒しおり 63P

建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業又は水道業を含む事業者であって、産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、事業場ごとに産業廃棄物管理責任者の設置に努めてください。

13

廃棄物処理法における行政処分

⇒しおり 36P

①改善命令(法第19条の3)

処理又は保管基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分を行った場合

⇒ ◇当該処理を行った者

②措置命令(法第19条の5)

産業廃棄物処理基準又は保管基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われ、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合

⇒ ◇当該処分を行った者 ◇委託基準に違反して委託した者 ◇マニフェスト制度に違反した者 ◇処分を行った者に当該処分をすることを要求等した者 等

③措置命令(法第19条の6)

②の対象となる事案であって、処分者の資力等からみて、支障の除去等の措置が十分にできない場合に、排出事業者が適正な対価を負担していないとき、及び不適正処理が行われることを知り又は知ることができたとき、法第12条第7項の規定の趣旨に照らし、支障の除去の措置等をとらせることが適当であるとき

⇒ ◇当該産業廃棄物の排出事業者等

処理状況の確認を行わないなど

④行政代執行(法第19条の8)

知事は行政代執行に要した費用について、負担させることができる。

⇒ ◇当該処分を行った者 ◇委託基準に違反して委託した者 ◇マニフェスト制度に違反した者 ◇処分を行った者に当該処分を要求等した者
◇③の対象となる産業廃棄物の排出事業者等

主な罰則

⇒しおり38P

○5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科(法第25条)

- ・法第12条第5項等に定める委託基準違反
- ・法第19条の5及び19条の6の措置命令違反
- ・法第16条不法投棄、法第16条の2違法な焼却

無許可の業者に委託した場合

法人には3億円以下の罰金

○3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科(法第26条)

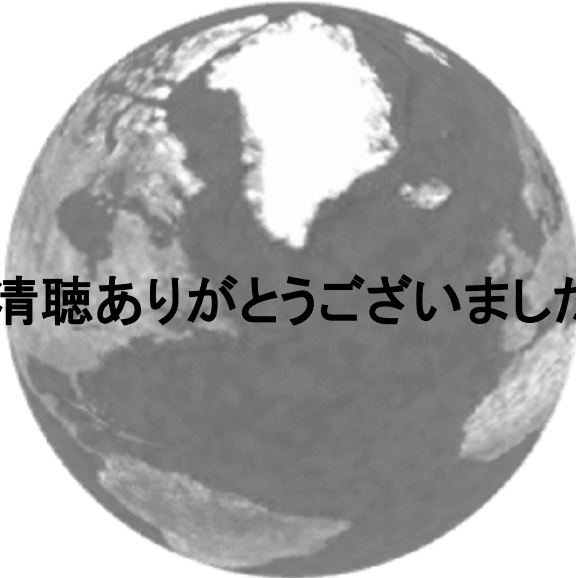
- ・法第12条第6項等に定める委託基準違反
- ・法第19条の3の改善命令違反

委託基準に従わずに委託した場合

○6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(法第29条)

- ・マニフェストを交付せず、規定された事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして交付した者
- ・マニフェストを保存しなかった者
- ・マニフェスト義務違反に係る勧告に従わない者に対する措置命令違反

15



ご清聴ありがとうございました

16